

奈良県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		居宅サービスの種類		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地				
株式会社 セフティ ライフ	北葛城郡広陵町馬見南四一 一〇一	エリシオ ン真美ヶ 丘	北葛城郡広陵町馬見南四一 一〇九	特定施設入居者 生活介護及び介 護予防特定施設 入居者生活介護		平成二十六 年十二月二 十一日	
株式会社 カワサキ	檀原市葛本町 六九一―三	株式会社 カワサキ	檀原市葛本町 六九一―三	福祉用具貸与、 特定福祉用具販 売、介護予防福 祉用具貸与及び 特定介護予防福 祉用具販売		平成二十七 年三月一日	